

since 1998.5.3

刈谷市民 休暇村 20th

サンモリユ下條 だより

12月のお得なプランをご紹介します♪

期間 12月1日(出)～21日(金)

団体マル得プラン

20人以上で宿泊する団体は、宿泊料金から大人500円、小学生250円を割引きます。

飲み放題プラン

20人以上の団体は1人1,080円(大人・小学生とも)の追加で飲み放題にできます。

※団体全員の利用が必要です。
※飲み放題対象外の飲み物もあります。

イベント情報

クリスマスイベント

12月17日(月)から25日(火)までに宿泊の小学生以下の子どもには、素敵なプレゼントを用意しています。

年越し

12月31日(月)に宿泊のお客様に年越しそばを提供します！



平日は休暇村 でのんびり 湯ったりプラン

時 1月10日(木)～3月12日(火)の平日料金の日

内 宿泊料金を大人は500円、子どもは250円、連泊の場合は2泊目の宿泊料金を大人は1,000円、子どもは500円割引きます。

対 市内在住、在勤または在学の人で、期間中の平日料金日に宿泊する人

※チェックイン時に市内在住、在勤または在学であることを証明できるものを提示してください。

※割引対象者(65歳以上、心身障害者手帳所持者)は、さらに500円引きになります。

(例)大人料金の場合

	夕食1,680円	夕食3,150円
1泊目	7,170円 → 6,670円	8,640円 → 8,140円
2泊目	7,170円 → 6,170円	8,640円 → 7,640円



もっとお得に！直行バス割引パック
4人で、バスの運賃往復10,000円！
1月10日(木)～3月12日(火)

予約は利用日の
3か月前の1日から

予約・問合せ お客様センター
☎0120-933-365(9時～17時・通話料無料)

HP

サンモリユ下條

検索

知っ得! ねんきん豆知識

年金もの知り情報 遺族基礎年金

問 国保年金課 (☎62-1011)

遺族基礎年金は国民年金の加入者などが亡くなったとき、受給・納付要件に当てはまる場合、その人によって生計を維持されていた「子のいる配偶者」または「子」が受け取れる年金です。

遺族基礎年金を受け取れる遺族

亡くなられた人に生計を維持されていた「子のいる配偶者」、または「子」ですか？

「子」は18歳の誕生日を迎える年の年度末を超過していますか？

「子」は結婚していますか？

20歳未満で障害1・2級の状態にありますか？

遺族基礎年金を受け取れる遺族に該当します。なお、亡くなられた人が、厚生年金保険の被保険者、または被保険者であった場合は、遺族厚生年金を受け取ることができる遺族にも該当する場合があります。

遺族年金を受け取る遺族に該当しません

保険料の納付要件がポイント

原則 それまでの被保険者期間のうち保険料を納めていなかった期間が3分の1未満であること。

特例 2026年3月31日までに死亡した場合は、死亡日のある月の前々月までの1年間に保険料の未納がないこと。

子がない場合、要件を満たした遺族に以下のものが支給される場合があります。

寡婦年金 夫を亡くした妻が、60歳から65歳になるまで受けられます。

死亡一時金 年金を受けることなく亡くなった人の遺族に支給されます。

※保険料を未納のままにしておくとうけられない場合があります。

※寡婦年金と死亡一時金は、請求人が選択する一方しか支給されません。